



セーフティネット保証

5号認定の売上根拠資料について

「認定要件確認資料」に記載した売上等の根拠資料は必須です
 月別売上高(最近1年間の売上高含む)の根拠書類として、税理士等が確認した試算表又は売上台帳等、「認定要件確認資料」の数字を全て挙証できる添付資料が必要です。

必要な根拠資料が揃わず、受付までにお時間を要する事例が頻発しています！
以下の注意点を一読のうえ、来所をお願いします。

根拠資料について

■該当箇所にマーカーを引いてください。
 「認定要件確認資料」に記載されている売上高等の数字が、財務書類のどの部分に基づいているかマーカーで示してください。

(例) イー②の場合

【指定業種と非指定業種の兼業】

- ・直近3ヶ月と前年同期3か月
- ・最近1年間の売上高

→指定業種と非指定業種の売上高等について、月別かつ業種毎に記載してある部分全て。

■試算表等の業種の明記が、日本産業分類と異なる場合

業種名(勘定科目)の余白に、日本産業分類の細分類番号または、業種名を追記してください。売上額等について、該当する業種が明確に分かる形でご提出ください。

(例) 不動産業の場合

株式会社 湘南産業振興

勘定科目	前月残高	借方
仲介料 6821		
不動産売上 6941		
家賃収入 6921		
民泊収入 7521		

日本産業分類の業種・及び細分類番号

指定業種と非指定業種の売上を、試算表で分けていない場合

■「認定要件確認資料」に記載した数字の根拠となった書類を必ずご提出ください。
 月別に数字のみを抽出してExcel等にまとめ、会社の実印が押印されている書類のみご提出されても挙証資料とはなりません。
 その元となった売上台帳・勘定元帳・請求書や領収書・通帳のコピー等を必ず添付してください。(取引の年月日、相手方の名称、金額、売上内容等記載のあるもの)



★委任状を持参し、代理で来所される場合でも、書類の内容確認のため聞き取りを行います。事前に内容を十分に把握した上でお越しく下さい。

財務資料が揃わない場合は受付いたしかねます。お手数でも、書類を揃えた上で来所ください。